都市計画道路 3・4・13号線（牟礼地区）
事業兼測量説明会を実施

市では、整備を進めている三鷹都市計画道路3・4・13号線（幅員16㍍、2車線）の牟礼Ⅱ期区間約480㍍（図参照）の事業と測量についての説明会を開催しますので、ぜひご参加ください。

この事業は、通過交通の排除、違法駐車の防止などにより、生活道路の交通安全を向上するとともに、円滑な車両交通の基盤整備を目的としています。

▽5月9日㈭午後7時～8時30分、牟礼コミュニティセンターで。

▼当日、直接会場へ。

※お車での来場はご遠慮ください。

⇩都市計画課☎内線2815

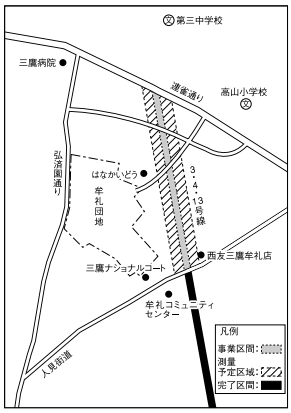

大沢まちづくり研究会
～地域を歩く会～参加者募集

大沢まちづくり研究会では、大沢地域のまちの魅力と課題を考えるため、地域を歩く会を開催します。

昨年11月の1回目は、大沢一丁目周辺を中心に歩きました。2回目となる今回は、天文台周辺、東八道路、大沢台小、羽沢小など大沢二丁目周辺を中心に歩きます。日ごろ見過ごしている自分たちのまちを、この機会に再発見してみませんか。

同会は、地域のまちづくりについて話し合い、まとめた意見を成果として、地域のみなさんに提案することを目的とした勉強会です。随時入会を受け付けていますので、こちらもぜひご参加ください。

▽5月11日㈯午前9時50分～午後2時、大沢コミュニティセンター集合（少雨決行）。

▼事前に、大沢住民協議会事務局（事務局長）☎32－6986へ申し込む。

※当日は弁当代500円が必要です。

⇩都市計画課☎内線2815

6月1日から道路位置指定の申請に手数料が必要となります

三鷹市手数料条例の一部改正に伴い、平成14年6月1日から、建築基準法に基づく道路位置指定の申請（指定、変更または廃止）に手数料が必要となります。

◇手数料　1件5万円

なお、申請にあたっては、事前協議が別途必要となりますのでご相談ください。

⇩建築指導課監理係☎内線2829・審査係☎内線2823

固定資産税・都市計画税の納税通知書を送付しました

平成14年度の土地・家屋・償却資産の納税通知書および課税明細書を5月1日㈭に送付しました。内容をご確認のうえ、納期限までに納めてください。口座振替未利用の方には申込書を同封しましたので、この機会に市税などの口座振替をご利用ください。

また、課税明細書は、証明書の申請や平成14年分の所得税確定申告書作成の参考資料としてもご利用ください。

■共有者用納税通知書

土地・家屋を共有で所有されている場合は、持分ごとの税額ではなく、共有者全員が税額の全額につき連帯納税義務を負うこととなっています。

市では、共有者の方へも税額などを確認していただくための納税通知書を送付しています（共有代表者などと市内での同一世帯の場合を除く）。なお、納付書は従来どおり代表者へ送付しました。

■審査の申出など

固定資産課税台帳登録価格について不服がある場合は、納税通知書を受け取った日から30日以内に三鷹市固定資産評価審査委員会に対し、所定の書面により審査の申し出をすることができます。

なお、価格以外の納税通知書の内容（登記事項を除く）について不服がある場合は、納税通知書を受け取った日から60日以内に三鷹市長に対し、所定の書面により異議申し立てをすることができます。

■固定資産税・都市計画税が減免されます

物納そのほか特別な事情がある場合、納期限7日前までに所定の書面で申請すると、減免を受けることができます。減免の対象は次のとおりです（それぞれの事由が生じた後に納期限が来るものが対象）。①相続税のため物納された固定資産、②震災、風水害、火災などにより被害を受けた固定資産、③国や市などが無償で借り受けまたは譲渡を受けた固定資産など。

■都市計画税とは

道路・公園・市街地再開発などの都市基盤整備を行う都市計画事業費などに充てるための目的税として、市街化区域内（三鷹市は全域）の土地家屋を対象に、固定資産税と併せて納めていただく税金です。税率は市町村により異なります。

市のホームページでも固定資産税などについて解説していますのでご覧ください。

⇩資産税課☎内線2362・固定資産評価審査委員会☎内線2214

参加しよう 三鷹市総合水防演習

近年、都市の過密化や地下空間の増加により、地下浸水などの都市型水害が同時多発的に発生する危険性が高まっています。今年も集中豪雨の発生しやすい梅雨の時期を迎えるにあたり、三鷹市・三鷹消防署・三鷹市消防団・自主防災組織（三鷹市東部住区防災連合会）・三鷹女性防災リーダーの会などの各機関が一体となった、総合水防演習を実施します。

都市型水害に備えて、各機関の連携による訓練と、市民のみなさんによる家庭用のごみ袋などを用いた応急浸水措置や、体験コーナーなどもありますので、みなさんぜひご参加ください。

▽5月10日㈮午前9時15分～11時15分、大沢総合グラウンド陸上競技場で。

▼当日、直接会場へ。

⇩防災課☎内線2284

5月は特別土地保有税の申告納付月

◆申告納付期限　5月31日㈮

◆申告（納付）が必要な方　平成14年1月1日現在市内に所有する土地の合計面積が5千平方㍍以上の方。ただし、同日現在で所有期間が10年を超えた土地は除きます。

※地価下落に対応した課税標準額（取得価額）の簡易な修正制度があります。

◆非課税　固定資産税が非課税とされる土地や一定面積未満の住宅用地などについては課税されません。

◆納税の免除や猶予　建物、構築物そのほか一定の施設で恒久的な利用に供している土地または供する予定がある土地については、申請により納税義務の免除や納税の徴収猶予の制度があります。

町会などへの助成金 5月31日㈮まで受付

市では、町会など自治組織に対する助成金の交付申請を受け付けています。申請には、①平成13年度事業実績報告書（平成13年度に助成金を受けていない団体は不要）、②平成14年度交付申請書が必要です。なお、平成13年度助成団体には、関係書類を郵送しています。

▼5月31日㈮までにコミュニティ文化室（市役所5階）へ直接申し込む。

⇩同室☎内線2515～2517

中小企業のためのやさしいIT入門セミナー（春期コース）受講者募集

三鷹商工会主催。

▽5月13日㈪～17日㈮、Aコース＝午後2時～4時、Bコース＝午後7時～9時、三鷹商工会館1階研修室で。

講師は、アプリケーションプラス㈱のインストラクター。

受講料7千円（テキスト代2千円を含む）。

◇カリキュラム　①パソコン操作の基礎、②EC（電子商取引）の概要、③電子メール徹底活用、④ホームページ作成の基本、⑤ホームページ作成の応用

▼同会☎49－3111へ申し込む。各コース先着10人。

■第1回SOHOサロン交流室
「身の丈創業へのヒント」

㈱まちづくり三鷹主催。

コーディネーターの河瀬謙一さんの体験談を中心に、SOHOスタイルでの創業を考えているが、今一つポイントを絞れないという方へ創業のアドバイスとヒントを披露します。

⇩資産税課☎内線2366

不動産登記などの無料相談

土地、建物の表示登記や売買・相続などの権利登記、会社の登記などについて無料相談会を毎月第2水曜日に開催しています。

▽5月8日㈭午後1時30分～3時30分、武蔵野スイングビル10階スカイルーム1（武蔵境駅北口）で。

▼当日、直接会場へ。

⇩東京土地家屋調査士会武蔵野支部☎31－2300・東京司法書士会武蔵野支部☎55－1585

三鷹市工業振興事業費補助金
新製品などの開発、新分野への進出を応援

市では、市内の製造業の方々が、新たな技術開発や新製品の開発および融合化事業を行うにあたって補助を行っています。

◆対象事業　市内に主たる事業所を有し、引き続き1年以上事業を営む中小工業者、または中小工業者で構成する団体が行う事業で、次に該当するもの。①新製品などの開発、販売促進のための調査・研究・企画事業、②新製品・新技術の研究、開発のため、産学提携で行う研究事業など

◆補助金額　補助対象事業に要する経費の4分の3以内で、1件150万円を限度

◆申請に必要な書類　①補助金交付申請書（市役所生活経済課にあります）、②事業計画書、③商業登記簿謄本（個人事業の場合は住民票）、④前年度市民税納税証明書、⑤開発製品・システムなどの説明書・図面、⑥当該事業に工業所有権がある場合は、登録の写し、⑦経歴書（会社案内など）、⑧前年度の決算書の写し

▼5月31日㈮までに、生活経済課☎内線2543へ申し込む。

都営住宅の入居者募集

◆募集戸数　①あき家＝1千戸、②新築＝292戸、③スーパーリフォーム住宅＝96戸、④若年ファミリー世帯向＝45戸

◆申込書・募集案内の配布　5月7日㈫～14日㈫（土、日曜日を除く）、まちづくり建築課（市役所5階）、各市政窓口、都庁、東京都住宅供給公社（本社、各支社、窓口センター）で。なお、5月11日㈯、12日㈰午前9時30分～午後5時、都庁第一本庁舎1階自治展示ホールでも配布。

▼申込はすべて郵送で、17日㈮までに渋谷郵便局に届いたものに限り受け付けます。なお、一部単身者が申し込みのできる住宅があります。くわしくは募集案内をご覧ください。

▽5月16日㈭午後2時45分～4時45分、産業プラザ7階会議室で。参加費1千円（コーヒーまたは紅茶付き）。懇親会は、講演会終了後1時間程度、1階iカフェで（実費250円から）。

▼住所・氏名・電話番号を記入し、SOHOパイロットオフィスFAX70－6281・Eメールmanage@mitaka.ne.jpへ申し込む。先着10人。

⇩同オフィス☎70－6280（午前10時～午後6時、土・日曜日、祝日休み）

労働法セミナー

東京都国分寺労政事務所主催。働くとき・人を雇うとき、知っておきたい労働法の基礎知識を体系的に学べます。1日のみの受講もできます。

▽①労働法とは＝6月6日㈭、②働くとき雇うときのルールⅠ＝11日㈫、③働くとき雇うときのルールⅡ＝13日㈭、④労働条件のきまりあれこれⅠ＝18日㈫、⑤労働条件のきまりあれこれⅡ＝20日㈭。いずれも午後6時30分～8時30分、旧三鷹労政会館（国分寺労政事務所仮事務所）で。

▼同事務所☎47－8231へ申し込む。先着100人。

⇩まちづくり建築課住宅対策係☎内線2867

インターネットで求人情報
ハローワーク三鷹のホームページ開設

最新情報・イベント情報を掲載しています。

http://www2.odn.ne.jp/hellowork.mitaka